



進路通信



第2号

岩手県立宮古恵風支援学校

進路部

発行 令和4年7月4日

(年間5回発行)

●高等部 前期現場・校内実習● 6/6(月)～6/24(金)

現場実習3週間、そして1年生の校内実習も同じく3週間の日程で行われました。昨年と同様に十分な感染対策を講じ、例年どおりの現場実習を実施することができました。1年生にとって初めての实習となりましたが「働く」ことの楽しさや大変さを学び、貴重な経験を積むことができました。また、2・3年生にとっても自分の現状を捉え将来を考えるよい機会となりました。

一般就労グループ

実習先:中村電子株式会社・ホームック宮古南店・有限会社豊興
・マルイ舗装アグリ事業部・NPO法人とりもと・ジョブシーズンみやこ



日頃の作業学習などで学んでいる報告・連絡・相談の仕方など、様々なことを社会に出て実践します。多くの生徒は公共交通機関などを使い、自力通勤をすることで、卒業後の生活をリアルにイメージしながらの15日間を過ごしました。また、相手に伝わる話し方、報告のタイミングなどを考え、職場の方とのコミュニケーションをとる中で、社会人としての関わり方に挑戦しました。

福祉的就労グループ

市内の5か所のB型事業所に分かれ、実習を行いました。各施設で特色ある作業を行っており、初めての作業内容もたくさんありました。分からないことを積極的に自分から質問し、時間いっぱい作業しようとする生徒が多く、挨拶も大きな声で行い立派だとたくさんの方々から評価していただきました。



介護サービス利用グループ



市内3か所の生活介護事業所に分かれ、実習を行いました。普段学校で行っている作業を持参して施設で取り組んだり、施設の行事に参加したりしながら様々な年代の先輩利用者さんと関わることができました。実習後半の、施設に慣れてきたころには、自分の好きな活動を見付け、落ち着いて過ごしたり、意欲的に活動したりすることができる生徒が増えました。

1年生 校内実習



1年生は例年、校内清掃をとおして、働くための「素地」を学びます。初めは、清掃という活動に苦手意識をもち、消極的だった生徒もいましたが、丁寧に掃除をした後、誰かに感謝されることの嬉しさを感じたり、仲間と一緒に働く喜びを感じたりしながら15日間働き抜くことができました。実習の初めに清掃業者のプロの技を学んだことで、A班は窓に水滴が残らないようにするなど、仕上がりを意識しながらの作業ができました。また、B班についても、ほうきの持ち方、雑巾の絞り方など学んだ基本を時々思い出しながら丁寧な作業ができました。

● 中学部 前期校内実習 ● 6/13(月)～6/24(金)

中学部では年間2回、校内実習を行っています。今回は1年生にとって初めての実習期間でした。普段の授業とは違い、朝から帰りまで作業活動だけの10日間でしたが、全員でやり遂げることができました。

実習終了後の報告会では、それぞれ成果や目標の達成について発表し、お互いを称え合いました。



↑ 実習結団式で個人の目標や、全体の目標を確認して、みんなで作る気を高めました。



↑ 牛乳パックをミキサー掛けし、細くなったものを、型枠に流し込み、均一の厚さになるようにすることができました。



↑ 1年生は、一日中作業をすることの大変さを感じながらも、挨拶や報告など、働く上での基本的なポイントを意識しながら取り組みました。



↑ すいた紙を乾燥棚に並べ、乾燥させます。この後、製品に加工します。

無人販売の売り上げチェック中です ↓



↑ 報告会では、振り返りを行い、成果を確認しました。また、学部独自に設けた”給料”をもらうことで働くイメージをもつことができました

< 進路についてのコラム >

● 法定雇用率 ●

「障害者の雇用と促進等に関する法律」により、雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合が一定率(法定雇用率)になるように全ての事業主に義務付けられています。法定雇用率は事業主によって異なりますが、民間企業の法定雇用率は 2.3%です。従業員を 43.5 人以上雇用している事業主は、障がい者を1人以上雇用しなければなりません。

● 就労移行アセスメント ● 「働くための訓練をする」

「就労系障害福祉サービス利用に係るアセスメント」とは、在学中の特別支援学校卒業予定者(高等部3年生)が卒業後に就労継続支援B型事業所の利用を希望する場合、その生徒が一般就労可能かどうかを見極めるアセスメント(評価)です。宮古圏域では、就労移行支援事業所「ワークプラザみやこ」にて3週間(原則15日間)の実習を行います。自力での通勤が原則で、実習後に評価会議を行います。

普段、一般就労を目指して訓練をしている利用者を就労に導いているワークプラザみやこの支援員さんの視点で、現在の働く力を客観的に判断していただく貴重な機会となります。

就労移行アセスメントは、市町村福祉課、相談支援事業所、就労移行支援事業所、(※18歳未満の場合、児童相談所)それぞれでの手続きが必要です。

※就労・雇用に関する詳細は令和4年度進路の手引きをご覧ください。